

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 武蔵野市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に<u>定めるところによる</u>。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第3条の2 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者</p>	<p>(市が行う国民健康保険の<u>事務</u>)</p> <p>第1条 武蔵野市（以下「市」という。）が行う国民健康保険の<u>事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法</u>（昭和33年法律第192号。以下「<u>法</u>」という。）第11条第2項の規定により設置する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる<u>委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする</u>。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第3条の2 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(課税額)

第8条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該

は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(課税額)

第8条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。  
(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金

字句の改正

項の改正

世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が18万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、18万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>字句の追加  字句の改正</p>
<p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（<u>国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。</u>以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が15万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、15万円とする。</p>	<p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>	<p>字句の改正 字句の追加  字句の削除  字句の改正  字句の改正</p>

<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	
<p>第9条 前条第2項の所得割額は、保険税の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第9条 前条第2項の所得割額は、保険税の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.9</u>を乗じて算定する。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	
<p>3 前条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。</p>	<p>3 前条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.75</u>を乗じて算定する。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	
<p>第10条 第8条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,800円</u>とする。</p>	<p>第10条 第8条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,200円</u>とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>2 第8条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,700円</u>とする。</p>	<p>2 第8条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	
<p>第11条 第8条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.4</u>を乗じて</p>	<p>第11条 第8条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.45</u>を乗じ</p>	<p>字句の改正</p>

算定する。

(介護納付金課税被保険者に  
係る被保険者均等割額)

第12条 第8条第4項の被保険  
者均等割額は、介護納付金課  
税被保険者1人について  
11,400円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに  
掲げる保険税の納税義務者に  
対して課する保険税の額は、  
第8条第2項本文の基礎課税  
額からイに掲げる額を減額し  
て得た額(当該減額して得た  
額が54万円を超える場合に  
は、54万円)及び同条第3項  
本文の後期高齢者支援金等課  
税額からロに掲げる額を減額  
して得た額(当該減額して得  
た額が18万円を超える場合に  
は、18万円)並びに同条第4  
項本文の介護納付金課税額か  
らハに掲げる額を減額して得  
た額(当該減額して得た額が  
15万円を超える場合には、15  
万円)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に  
規定する総所得金額及び山  
林所得金額の合算額が、33  
万円を超えない世帯に係る  
納税義務者

イ 国民健康保険の被保険  
者に係る第8条第2項の  
被保険者均等割額 被保

て算定する。

(介護納付金課税被保険者に  
係る被保険者均等割額)

第12条 第8条第4項の被保険  
者均等割額は、介護納付金課  
税被保険者1人について  
11,700円とする。

(保険税の減額)

第16条 次の各号のいずれかに  
掲げる保険税の納税義務者に  
対して課する保険税の額は、  
第8条第2項本文の基礎課税  
額からイに掲げる額を減額し  
て得た額(当該減額して得た  
額が54万円を超える場合に  
は、54万円)及び同条第3項  
本文の後期高齢者支援金等課  
税額からロに掲げる額を減額  
して得た額(当該減額して得  
た額が19万円を超える場合に  
は、19万円)並びに同条第4  
項本文の介護納付金課税額か  
らハに掲げる額を減額して得  
た額(当該減額して得た額が  
16万円を超える場合には、16  
万円)の合算額とする。

(1) 地方税法第703条の5に  
規定する総所得金額及び山  
林所得金額の合算額が、33  
万円を超えない世帯に係る  
納税義務者

イ 国民健康保険の被保険  
者に係る第8条第2項の  
被保険者均等割額 被保

字句の改正

字句の改正  
字句の改正

字句の改正

<p>険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>16,660円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,090円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,980円</u></p> <p>(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>11,900円</u></p>	<p>険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>16,940円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,300円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,190円</u></p> <p>(2) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,100円</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---



<p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,350円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,700円</u></p> <p>(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,500円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,850円</u></p> <p>(3) 地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,760円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,740円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,840円</u></p> <p>ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>1,800円</u></p> <p>ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,280円</u></p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p>	<p>険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,340円</u></p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第17条の2（略）</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。</p>	<p>第17条の2（略）</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
<p>（財産管理の方法）</p> <p>第25条 国民健康保険特別会計に属する財産は、次に定めるところによって管理するものとする。</p>	<p>（財産管理の方法）</p> <p>第25条 国民健康保険特別会計に属する財産は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定めるところにより管理するものとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(1) 有価証券 <u>株式会社三菱東京UFJ銀行吉祥寺支店</u>に保護預りとする。</p>	<p>(1) 有価証券 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により市が指定する金融機関（以下「市指定金融機関」という。）</u>に保護預りとする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(2) 現金 <u>株式会社三菱東京UFJ銀行吉祥寺支店</u>に預金すること。</p>	<p>(2) 現金 <u>市指定金融機関</u>に預金すること。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(3) <u>その他の財産</u> 議会の議</p>	<p>(3) <u>前2号に掲げる財産以外</u></p>	<p>字句の改正</p>

決した方法によること。	の財産 議会の議決した方法によること。	
-------------	---------------------	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第17条の2第2項及び第25条の改正は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第8条から第12条まで及び第16条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正等に伴い、都道府県が国民健康保険の財政運営主体となることへの対応及び財政の健全化を図るため、国民健康保険税の課税限度額等を引き上げるほか、所要の改正をするものである。